

いのちと健康 ニューズ NO. 17

1992年 6月 1日

愛知働くもののいのちと健康を守るセンター
名古屋市中区平和二丁目2番3号
高齢者労働会館5F TEL FAX 052-322-0406

大同特殊鋼の故松永安弘氏の

労災認定をやりなおせ!

遺族補償「不支給」に抗議

4/27、半田労働基準監督署で、故松永さんの家族に対する遺族補償「不支給」決定の事由説明を受けました。

席上には、代理人の水野、荻原両弁護士と名南労連山崎事務局長、「なくす会」代表、愛労連、愛知健康センターから、佐々木、中原、幹事団体から建設一般県本部の畠山書記長と慶尾氏等12名が参加しました。

監督署側は、山本次長と岩瀬労災課長と係長の3名が対応しました。

説明では、「本件は、請求人の申し立て、聴取書、会社提出資料、同僚の申し立て、聴取書、現地調査等の結果を認定基準に基づいて、業務量、業務内容、作業環境、発症前の身体状況、等について、多角的に十分調査検討した結果、業務に関連する異常な出来事や、日常業務に比較して、とくに過重な業務と認められる事実が見受けられず、その発症と業務との間に相当因果関係が認められなかった。以上が結論と判断(事由)です。」と説明しました。

中身のない形式説明でしたので具体的に追及したところ疑義と問題点が幾つか明らかになりました。

- (1) 健康管理の責任を負っている産業医の意見を聞いていない。
- (2) 第三者の公正な医証などを求めず愛知局医員の反対意見書だけで判断した。
- (3) 死亡日の気温測定時間の不詳。
- (4) 測定気温が気象台測定の最低気温とくいちがう。
- (5) 死亡直前の行動状況の把握が不正確。監督署の調査は、クレーンから降りて道具(工具)を取りにいき戻る途中で倒れた。同僚の証言は、クレーンのビット(1個の重量が7kgの鉄製の爪)を取り替えるため下に降りた。倒れたところに2個のビットが、転ろがっていたことから運び終えてから心筋梗塞の発作が起きたと推測するのが真実に近い。

以上の点を指摘してあらためて公正・適切な認定作業を要請しました。

(事務局)

愛知健康センターが初の調査

『安全衛生実施調査』に御協力を!

6/30までに集約

安全衛生法に基づく、安全衛生活動や健康管理が確実に実施されているかどうかは、職場で働く労働者のいのちと健康を守るうえで欠かすことのできないことです。

大企業の職場では、効率至上主義のもとに長時間・過密労働が強いられ過労死が多発しています。

下請け中小企業も大企業にならないその影響をまともに受けています。

愛知健康センターでは、過労死をなくし働くもののいのちと健康を守るために、企業に労働安全衛生法をきちんと順守させることが緊急課題と考え、今回の「安全衛生実施調査」をすることにしました。

特に健康診断の実施については、形式にながれ検診結果に基づく対策がとられていません。

これは、企業側の法66条7項安全配慮義務違反になるばかりか、労働者・家族の大きな損害(過労死・在職死亡)を与えることになります。また、労働者側の問題として休業(療養)に対するためらいがあり、倒れるまで働く状況があります。

最近の不認定の例や労災裁判の敗訴の例をみると、健康管理について自己管理が欠如していたとして、企業側の

責任を免罪している現状です。

このようなことは許せませんが同時に労働者としても権利意識を高め休業の権利を行使することが重要です。

調査は、各労働組合に関係する企業(官公署)を対象とします。

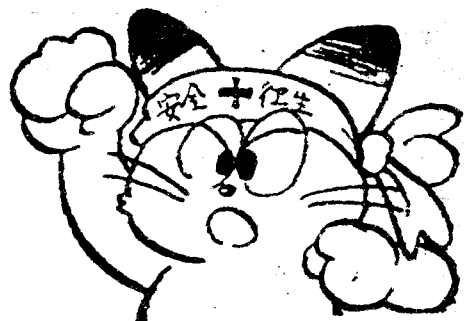
① 調査期間は、1991年4月から1992年3月までの1年間とします。

② 調査対象は、50人以上の事業所・官公署と、10人以上50人未満の事業所・官公署にわけて実施します。

③ 集約日は、6月30日までとします。

調査に当たっては、安全衛生担当者だけにまかせず、執行委員会で労働安全衛生法の学習と健康管理についての内容を確認しとりくんで下さい。

(事務局)



食生活A

① バランスのとれた栄養を	ワンパターンな食事を避けること、できるだけたくさんの種類の食品(栄養)を摂ることによりがんを抑制する物質を数多く体内にとり入れることになる。
② 偏食を避ける	偏食は栄養のバランスを崩す。食品中に含まれる発がん物質は微量でも特定の食品を繰り返し食することはそれだけ発がんの危険を高めることになる。
③ 野菜、とくに緑黄色野菜を多くとる	ビタミンやカロチンが発がん物質を抑えることが明らかになっている。それを多く含む緑黄色野菜を多くとることががん予防の食生活の大前提となる。
④ 繊維質を多くとる	食物繊維は大腸の働きを促進し腸内の発がん物質の滞留を防ぐ。ビタミンも食物繊維も自然の食品から摂ることがよい。

食生活B

① 脂肪ひかえめに	脂肪のとり過ぎは乳がんになりやすく、とくに動物性脂肪は乳がん、子宮体がんの原因に。大腸がんや前立腺がんとの関係も指摘されている。
② お酒はほどほどに	強いアルコールはのどや食道の粘膜の細胞を傷つける。過度の飲酒は口腔咽頭がん、喉頭がん、食道がん、肝臓がんの発生に。
③ 塩辛いものは少なめに	塩分のとり過ぎが胃炎の原因となり、それと胃がんの発生に密接な関係があるといわれている。
④ 焦げた部分を避ける	魚や肉を焦すと突然変異をおこす物質を生じやすい。発がん物質は焼く温度が高く、時間が長いほど量が増えるといわれる。
⑤ 熱いものはさましてから	熱い飲食物は食道の粘膜の細胞を傷つけやすく食道がんの発生に関係あるといわれる。少しさましてから食べる方が安心。
⑥ かびのはえたものを食べない	ナッツ類やとうもろこしにつくかびがつくるアフラトキシンは強い発がん物質。(チーズなどかびを用いて作った食品は安全、もちはかび部分を取り、洗って食す)

生活環境

① たばこを少なくする	たばこががんの因果関係は一番明白。1日25本以上喫う人と喫わない人との対比一喉頭がん90倍以上、肺がん7倍もかかりやすい。会議や家庭では灰皿からの副流煙の危険もある。
② 休養とストレス解消 適度のスポーツを	疲労とストレスはがんの大敵。体の生理機能を低下させがんへの抵抗力を弱める。休養を十分にとる。体力づくりとストレス解消に適度のスポーツを。
③ 過度の日焼けを防ぐ	大量の紫外線は皮膚に有害。過度の日焼けを防ぐことが皮膚がんの予防に。
④ 身体をいつも清潔に	毎日入浴・シャワーでいつも清潔に。皮膚がん、陰茎がん、子宮頸がんの予防に。

故山内治一氏の過労死訴訟

遺族側が最高裁に上告

故山内治一氏の過労死裁判は、'89. 12. 6に名古屋地裁で勝訴しましたが、国側が上告しましたので名古屋高裁に移り、'92. 3. 17に遺族側が逆転敗訴しました。遺族側は、'92. 4. 1 最高裁に上告し、あらそうことになり現在に至っています。

遺族を支援している郵産労愛知県協議会と郵政連絡会、愛労連・愛知健康センター・名古屋過労死弁護団・過労死問題を考える家族の会は、最高裁での勝利にむけて遺族（奥様は昨年病没され、長男・名古屋市職労組合員の方）が引き継いでいる。）を激励する集会を次のように実施します。

日時 6月5日（金）

午後6:30～8:30

場所 名古屋市女性会館

第1研修室

内容

* 講演 水野幹男弁護士
「山内過労死裁判一審、二審
判決と最高裁上告」

* 連帯激励挨拶

* 遺族の挨拶

* 閉会挨拶 竹内平弁護士

終了後 懇親会 「鳥鈴下前津」

会費 3000円

お知らせ

人間らしく生き働くための

第1期 いのちと健康大学

時間 毎回 18:30～20:30

場所 高齢者労働会館2F会議室

定員 50名

第1回 2月25日（火）

「いのちと健康を守るとりくみの
歴史」（山田信也氏）

第2回 3月10日（火）

「長時間労働と過労死をなくすた
めに」（佐々木昭三氏）

第3回 3月24日（火）

「人間らしい生活と 労働時間短
縮」（伊藤欽次氏）

第4回 4月7日（火）

「夜勤・交替制労働と 私たちの
健康」（小野雄一郎氏）

第5回 4月21日（火）

「職場の労働安全衛生活動のす
め方」（吉川 正春氏）

第6回 5月12日（火）

「私たちの労働・生活と成人病」
（徳田 秋 氏）

第7回 5月26日（火）

「ストレス時代を 生き抜くた
めに」（粥川 裕平氏）

第8回 6月9日（火）

「高齢化社会の到来と私たちの権
利と・社会保障」（加藤孝夫氏）

第9回 6月23日（火）

「いのちと健康を守るとりくみの
視点と今後の方向」（山田信也氏）

参加費：全課程 9000円(10000円)

1回 1500円(1800円)

()内は未加盟団体

申込みは、愛知健康センター TEL322-0406
参加費は、当日受付でお受けします。